

令和3年8月11日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 感染力の強いデルタ株等による感染が急拡大する中、福島県に適用されたまん延防止等重点措置(8/8～31)に伴う県の独自対策と連携して、感染拡大防止対策を徹底する。
- ② 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ③ 市医師会、各医療機関と連携しながら、円滑なワクチン接種を推進する。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県まん延防止等重点措置に伴う独自対策と連携した感染拡大防止対策

感染力の強いデルタ株等による感染の急拡大から、福島県は国に対し、まん延防止等重点措置の要請を行い、いわき市が重点区域となりました。これに伴い、本市をはじめとする3中核市で行っている県独自対策を8月31日までの期間で全県に拡大し、感染防止に取り組むこととなりました。

本市は、既にデルタ株急拡大警戒情報を発して感染防止対策の徹底を図っているところですが、県の独自対策を推進し、これと連携して、感染拡大防止対策の徹底を図っていきます。

市民の皆さまには、特にお願いしたいこと(下記8項目)を徹底していただくよう働きかけていきます。

【市民の皆さまへ特にお願いしたいこと】

- ① 不要不急の外出は自粛してください。
- ② マスクをせず、大人数で飲食を伴う懇親会、会合(特に夏休みやお盆を迎えての)は止めてください。
- ③ マスクは不織布など飛散・侵入防止効果の高いものをしっかり着用してください。
- ④ これまで以上に手洗い・消毒をこまめに、人と人との間隔も広めにとってください。
- ⑤ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えてください。
- ⑥ 首都圏等感染拡大地域との不要不急の往来は原則中止又は延期してください。県境を越える帰省も極力控えてください。
- ⑦ 感染拡大地域からの来訪者との接触には、細心の注意を払ってください。
- ⑧ 感染の不安や体調の異変を感じたら、相談電話や医療機関に早めの相談・受診をしてください。

3. 事業者における感染防止対策の強化

- ① 職場内での感染防止対策の徹底
- ② ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用した人と人の接触機会の低減
- ③ 出張や会議等を減らすなど、できる限りの外出機会の低減

4. 飲食店等におけるクラスター防止対策の強化

(1) 飲食店の営業時間短縮要請（県の独自対策）

- ・期間：7月31日（土）午後8時～9月1日（水）午前5時
- ・午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
- ・時短営業にご協力いただいた場合、協力金を支給（1日当たり2.5万円～（売上高に応じて））

(2) 相談・PCR検査等の強化

- ・接待を伴う飲食店従業員を対象とした相談・PCR検査の継続実施
- ・接待を伴う飲食店を利用した方への相談等の呼びかけ

(3) 福島県まん延防止等重点措置等により影響を受け、売上げの減少した中小法人等への一時金の支給（県の独自対策）

- ・対象事業者：本措置の要請に伴い、飲食店の時短営業または不要不急の外出自粛により影響を受け、売上げが減少した中小法人、個人事業者等
- ・交付額：一律20万円

5. 相談・検査等体制の強化

(1) 市民への呼びかけの強化

- ・デルタ株等による感染急拡大の中、感染の不安のある方、体調に異変のある方に、相談・検査・受診を強く呼びかける。

(2) 検査の積極的実施

- ・接触のある方や相談等にいられた方に対し、幅広く検査を実施し、早期発見に努める。
- ・デルタ株のモニタリングを積極的に実施する。

6. 施設等での感染防止対策の徹底

(1) 高齢者施設等での対策徹底

- ・感染防止対策の再確認を要請（県の独自対策）
- ・高齢者・障がい者（児）施設職員対象の検査相談
- ・高齢者・障がい者短期入所施設利用者を対象としたPCR検査の実施 など

(2) 小・中・高等学校（県の独自対策）

- ・感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止

(3) 大学・専門学校（県の独自対策）

- ・感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など）を控えるよう、学生への注意喚起の徹底を要請する

7. 新型コロナワクチン接種の推進

(1) 年齢区分ごとの接種スケジュール（下図参照）

年齢等区分ごとのスケジュール

対象	接種券発送日	予約開始日	接種見込み
80歳以上の市民、飯館村民、避難者	令和3年4月23日（金）	令和3年5月10日（月）	約80,000人
65歳以上の市民、飯館村民、避難者	令和3年4月23日（金）	令和3年5月12日（水）	
基礎疾患のある16歳～64歳	令和3年6月28日（月）～	令和3年7月6日（火）	約22,000人
60歳～64歳	令和3年7月9日（金）	令和3年7月20日（火）	約11,000人
19歳～29歳	令和3年7月12日（月）～	令和3年8月13日（金）	約102,000人
18歳	令和3年7月12日（月）～	令和3年8月2日（月）	
16・17歳	令和3年7月12日（月）～	令和3年8月7日（土）	
12歳～15歳	令和3年8月10日（火）	令和3年8月21日（土）	
30歳～59歳	令和3年7月12日（月）～	未定	
12歳～64歳の飯館村民、避難者	市民区分と同様	市民区分と同様	
			上記の内数

※接種人数は、高齢者は対象人数の90%、高齢者以外は85%と見込んでいます。

(2) その他政策的集団接種の実施及び検討

- ① 事業所連携型集団接種
- ② 通所している障害を持つ方の集団接種 など

8. 市の新型コロナウイルス支援策の追加

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

(2) 生活困窮者自立支援金

新型コロナの影響の長期化により、生活困窮が続く世帯の自立を支援するため、生活困窮者自立支援金を支給します（申請は7月12日から8月31日まで）

(3) 赤ちゃんエールクーポン

今年度出産又は出産予定の妊産婦に「赤ちゃんエールクーポン」として「ふくしま市民生活エールクーポン」を贈呈します。

9. 市有施設の利用及びイベント等の取扱い

市有施設の利用及びイベントにおける人数制限等については、現在の国・県の基準と同様の基準で、適切に対応することを基本とします。

(1) 市有施設の利用

今後も感染防止対策を徹底するとともに、施設の利用状況に応じ、適宜制限等を行います。※利用人数の上限については、下記のイベント等の取扱いを参照

(2) イベント等の取扱い（8月8日～31日まで）

業種別ガイドラインの遵守を前提に、必要な感染防止策を徹底した上で、以下の要件に従った開催をお願いします。

大声での歓声・声援がないことを前提に開催するものは（クラシック音楽コンサート、演劇等）、収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方上限とします。

大声での歓声・声援等が想定されるものは（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）、収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方上限とします。

【イベント開催時の必要な感染防止策】

- ① マスク常時着用の担保
- ② 大声を出さないことの担保
- ③ 手洗、消毒、換気
- ④ 密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）
- ⑤ 身体的距離の確保
- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限（有症状者の入場防止）
- ⑧ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- ⑨ 演者の行動管理（有症状者は出演・練習を控える）
- ⑩ イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）
- ⑪ ガイドライン遵守の旨の公表